

第百十四回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第十号

(一七〇)

平成元年六月二十日(火曜日)

午後四時十四分開議

出席委員

委員長 近藤 元次君

理事 笹山 登生君

理事 保利 耕輔君

理事 柳沢 伯夫君

理事 水谷 弘君

阿部 文男君

衛藤征士郎君

大石 千八君

菊池福治郎君

小杉 隆君

田邊 國男君

玉沢徳一郎君

二田 孝治君

谷津 義男君

石橋 大吉君

田中 恒利君

辻 一彦君

武田 一夫君

藤原 房雄君

木下敬之助君

山原健二郎君

出席國務大臣

農林水産大臣

出席政府委員

農林水産大臣官

房長

農林水産省農蚕

園芸局長

林野庁長官

水産庁長官

通商産業省基礎

産業局長

委員外の出席者

自治省行政局行

政課長

農林水産委員会

調査室長

青木 敏也君

松本 英昭君

委員の異動

六月十六日

石破 茂君

衛藤征士郎君

川崎 二郎君

玉沢徳一郎君

二田 孝治君

宮里 松正君

谷津 義男君

同日

補欠選任

佐藤 一郎君

佐藤 隆君

塩谷 一夫君

染谷 誠君

橋本龍太郎君

渡部 恒三君

山中 貞則君

佐藤 隆君

塩谷 一夫君

同日

補欠選任

衛藤征士郎君

宮里 松正君

谷津 義男君

石破 茂君

川崎 二郎君

二田 孝治君

玉沢徳一郎君

辞任

尾形 智矩君

小杉 隆君

鈴木 恒夫君

緒方 克陽君

辻 一彦君

木下敬之助君

補欠選任

宮里 松正君

山口 敏夫君

菊池福治郎君

沢藤礼次郎君

前島 秀行君

永末 英一君

六月十九日

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第四二二号)(参議院送付)

同日

日本中央競馬会場外馬券発売所新設に関する請願(今枝敬雄君紹介)(第二九八四号)

食料の安定確保等に関する請願(寺前慶君紹介)(第二九八五号)

同日

同(藤原ひろ子君紹介)(第二九八六号)

は本委員会に付託された。

本日

の会に付した案件

閉会中審査に附する件

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第四二二号)(参議院送付)

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案(内閣提出第六五五号)

請願

一 農林水産業の育成・強化等に関する請願(竹内猛君紹介)(第八号)

二 米の輸入・自由化反対等に関する請願(串原義直君紹介)(第九号)

三 農林業の育成・強化及び地域林業の振興等に関する請願(池端清一君紹介)(第一〇号)

四 農林業の育成・強化等に関する請願

(石橋大吉君紹介)(第一二四二号)

同(沢藤礼次郎君紹介)(第一二四三号)

同(田中恒利君紹介)(第一二四四号)

同(前島秀行君紹介)(第一二四五号)

農林水産業における改良普及事業交付金の一般財源化反対に関する請願(辻第一君紹介)(第三六二二号)

九 米の市場開放阻止に関する請願(藤田スミ君紹介)(第七七三三号)

農産物の輸入自由化反対等に関する請願(藤田スミ君紹介)(第七七三四号)

米の輸入反対、農産物の市場開放阻止に関する請願(藤田スミ君紹介)(第七七三五号)

一〇 米の市場開放の阻止に関する請願(井出正一君紹介)(第一二六一号)

同(小川元君紹介)(第一二六二号)

同(小沢貞孝君紹介)(第一二六三三三三)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第一二六四四)

同(小坂善太郎君紹介)(第一二六五五)

同(中島衛君紹介)(第一二六六六)

同(宮下創平君紹介)(第一二六七七)

同(村井仁君紹介)(第一二六八八)

同(若林正俊君紹介)(第一二六九九)

森林の復元に関する請願(安倍基雄君紹介)(第一二四〇号)

同(青山丘君紹介)(第一二四一四一)

同(伊藤英成君紹介)(第一二四二二二)

同(小沢貞孝君紹介)(第一二四三三三)

同(大矢卓史君紹介)(第一二四四四四)

同(岡田正勝君紹介)(第一二四五五五)

同(川端達夫君紹介)(第一二四六六六)

同(河村勝君紹介)(第一二四七七七)

同(神田厚君紹介)(第一二四八八八)

同(木下敬之助君紹介)(第一二四九九九)

〔本号末尾に掲載〕

- 一八一 同(伊藤忠治君紹介)(第二三五〇号)
一八二 同(大出俊君紹介)(第二三五一号)
一八三 同(川俣健二郎君紹介)(第二三五二号)
一八四 同(小林恒人君紹介)(第二三五三号)
一八五 同(新盛辰雄君紹介)(第二三五四号)
一八六 同(田中恒利君紹介)(第二三五五号)
一八七 同(土井たか子君紹介)(第二三五六号)
一八八 同(堀島雄君紹介)(第二三五七号)
一八九 同(武藤山治君紹介)(第二三五八号)
一九〇 同(池端清一君紹介)(第二三五九号)
一九一 同(森林の復元に関する諸願(阿部昭吾君紹介)(第二四八四号)
一九二 同(江田五月君紹介)(第二四八五号)
一九三 同(菅直人君紹介)(第二四八六号)
一九四 同(橋崎弥之助君紹介)(第二四八七号)
一九五 同(上田哲君紹介)(第二六一〇号)
一九六 同(金子みつ君紹介)(第二六一一号)
一九七 同(沢沢利久君紹介)(第二六一二号)
一九八 同(多賀谷真穂君紹介)(第二六一三号)
一九九 同(北総東部用水事業の農家負担軽減に関する諸願(藤田スミ君紹介)(第二八五七号)
二〇〇 同(日本中央競馬会場外馬券発売所新設に関する諸願(今枝敏雄君紹介)(第二九八四号)
二〇一 同(食料の安定確保等に関する諸願(寺前巖君紹介)(第二九八五号)
二〇二 同(藤原ひろ子君紹介)(第二九八六号)

○近藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。堀之内農林水産大臣。

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案

第一類第八号 農林水産委員会議録第十号 平成元年六月二十日

○堀之内農務大臣 肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

肥料価格安定臨時措置法は、肥料の価格の安定を図るため、その取引を適正かつ円滑にするのに必要な措置等を講じ、もって農業及び肥料工業の健全な発展に資することを目的として、昭和三十一年に制定されたものであります。以来、四度の改正を経て今日に至るまで、この法律に基づき特定の肥料についてその生産費等を基礎とした価格取り決めが行われ、肥料の価格の安定が図られてまいりました。また、この法律は、構造改善を進めてきた肥料工業の経営の安定にも寄与してまいりました。

この法律は、平成元年六月三十日までに廃止するものとされている期限法であります。最近における農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ、この法律を規定どおり廃止する必要があると考えられます。

すなわち、国際化の進展等経済社会情勢の変化に対応して、規制緩和や競争条件の整備が進められていくところであり、この法律に基づく価格取り決め措置についても、その見直しが必要になってきております。

このような状況のもとで、農業においては、内外の厳しい諸情勢の中で生産性向上により内外価格差の縮小を図ることが重要な課題となっております。このような課題に的確に対処していくためには、重要な農業生産資材である肥料についても、今後、競争関係のもとで適正な供給及び利用が行われることが望ましいと考えられます。

また、肥料工業においては、近年における輸入肥料の増加、緩和基調にある需給動向や供給源の多角化等の国際的な肥料事情の中で、輸入肥料が一定の供給源としてある程度参酌できる状況となったこと等の諸般の環境の変化を踏まえ、今後

は、肥料の安定供給を図るために、競争関係の中の一層の構造調整を図り、健全な生産基盤を築いていくことが求められているところであります。以上申し上げました理由から、肥料価格安定臨時措置法を規定どおり平成元年六月三十日をもって廃止するとともに、これに伴う所要の規定の整備を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○近藤委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

○近藤委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。前島秀行君。

○前島委員 たいだいまの大臣の趣旨説明にもありましたように、いわゆる肥料行政というのは、農業の経営安定、同時に化学肥料界の安定という両面の困難な課題を抱えていますから、だからこそ戦後一貫して法のもとで肥料価格あるいは数量というものが施策としてなされてきたというふうに思うわけであります。特に、大臣も申されたように、農業を取り巻く厳しい環境の中にある、しかも肥料というのは基礎資材である、こういう状況の中で、戦後一貫してきたこの政策が法のもとから外れるわけでありまして、そういう状況の中で、違つた環境下に置かれるということでありまして、期待と不安という両面があるかと思ひます。一番大切なことは、肥料に關して混乱が起らない、こういうことはどうも思ひますので、混乱を来さないためにどうしたらいいの、その辺のところを中心にして質問をさせていただきます。そういうふうなふうに思っているわけでありまして、そういう面でも、まず第一に、現行法自身も三十年近く続いてきた。そのもとをたどれば、戦後一貫してこういう状況の中にあつたわけでありまして、まず第一に、現行法の果たしてきた役割は一体何だったのだろうか。そしてまた、こういう厳しい環境下にあつてもなおかつ廃止するという決定をした、選択をしたというのは一体どういう根拠なのか、もう少し具体的に説明を願ひたい、こういうふうに思ひます。

○吉國政府委員 現行法の果たしてまいりました役割についてのお尋ねでございます。目的はただいま先生もお触れになったとおりでございます。肥料の価格の安定を図ること、また、それを通じて農業経営及び肥料工業の健全な発展に資する、こういうことで制定をされたわけでございまして、今日に至りますまでこの法律に基づきまして特定肥料、現在三品目でございしますが、この生産費等を基礎とした価格取り決めが行われて、これを通じて肥料の価格の安定が図られてまいつたわけでございます。一方で肥料工業の構造改善の円滑な推進にも寄与してきたものと認識をしております。

若干具体的に申し上げさせていただきますと、肥料の価格、とかくこの法律によって高値安定が図られたのではないかと、いろいろな御批判があるわけでございまして、二度のオイルショックのときなんかにはかなりの値上がりがあつたわけでございしますが、これも、しかし、他の資材価格に比べて値上がり幅が抑制されたという状況になっております。また、国際価格が変動したすわけでもございまして、それがそれに比べればかなり小振の変動にとどまっております。そういう緩衝作用というふうなものも持っていたと認識をいたしております。また、最近の数年間で見ますと、かなり価格の引き下げが行われてきているというふうな状況でございまして、そういう意味で価格の安定に大きな役割を果たしてきたというふうに考えている次第でございます。

また、それにもかかわらず廃止する理由、こういうお尋ねでございますが、この点につきまして

は、先ほど大臣から提案理由でも申し上げたわけですが、一つには肥料の供給におきまして輸入品の比重というものが出てまいったということでございます。もう一つは、この関係で価格形成が行われるという状況になっていくという状況でございます。また、農業情勢も厳しい中で、肥料につきましても、競争関係の中で肥料の価格の決定なり供給が行われるということが適当であるという認識が広まってまいりました。これが第二番目でございます。また、そういう状況の中で、農業サイドにおきましてもあるいは肥料工業サイドにおきましても流通サイドにおきましても、この法律の役割が終了しつつあるということからこれを廃止することにつきまして合意が得られた、こういう状況の中で、今回期限どおり廃止することによって御提案申し上げた次第でございます。

○前島委員 それではまず、メーカー側の、化学肥料工業界の現状について伺ってみたいと思うのですが、いわゆる第一次、第二次構造改善というのをやってきたわけでありまして、その過程でもいろいろな議論もあつたし、また内外の状況変化、こういうことでもいろいろな変遷もあつた、議論もあつたと思うわけですが、そういう面でも、まず第一にその第一次、第二次構造改善のねらいがどこにあり、その実績はどうだったかという点を一つ伺っておきたいと思つてます。

○農山政府委員 第一次構造改善それから第二次構造改善のねらいがどこにあり、それからその実績はどういうことであつたかというお尋ねでございます。それで、第一次も第二次も設備の過剰な状況に対処いたしますために設備処理を進めたということでございます。お尋ねのねらいがどこにあり、その処理を達成をしたということであろうかと思つてます。

やや具体的に申し上げますと、例えば第二次の場合は、設備処理目標、対象品種合計の平均の処理率でございますけれども、目標が一〇〇といった

しますと一・二三を達成したという状況に相なつていくわけでございます。一応当初設定いたしました目標は達成したという状況でございます。ただ、あるいは後で御説明せざるを得ないかもしれませんが、そのときに想像しました状況とやや現実の方が食い違つてまいりましたので、目標は達成しましたけれども、例えば輸入品に打ちかつたというふうな状況にまでは現実問題としてならなかった、こういう状況でございます。

○前島委員 この法案の継続をめぐつて五年前の質疑の状況なんかを読みますと、第二次構造改善そのものが、もう既にその時期の段階でいいのか悪いのか、変更の余地があるのではないかと議論がなされていまして、確かに目標は達成したけれども、目標そのものが内外の変化に追いつけなかつたというものが実態ではなかつたかというふうに私は思つております。したがって、第一次、第二次構造改善をやつて目標を達成したけれども、それでも追いついていないということ、今度は構造調整という形で今進められていくというものが現実だろう、こういうふうな思つております。

片や現行法がこの六月をもって廃止になる。肥料をめぐる内外の状況もあるし、とりわけ国内の農業、農民に課せられていく課題というものは大きいわけでありまして、そういう面では、この施策というもののしつかりした見通しを立てないと、法が外れるわけですから、これからますます不安定な状況を来すことが大いに懸念されるわけでありまして、そういう面でも、現在の工業界の設備能力あるいは生産量、経営実態というのとは一体どうなつていくのか、それを踏まえて、今円滑化法に基づいてやろうとしている構造調整というものは具体的にどういう目標でやられていくのか、五年間の構造調整の計画が達成されるならばどういふ結果になるのか、その辺の確たる見通し、現状を含めて、五年後こうなるというところを説明をお願いしたい、こういうふうに思つてます。

○農山政府委員 御指摘のとおり、現在、産業構造転換円滑化臨時措置法に基づきまして構造調整を実施いたしているわけでございます。お尋ねの現在の設備能力の状況でございますが、第二次の構造改善が終りました段階で、例えばアンモニア製造業ですと二百九十九万トン、これは実数でございますけれども、年間の生産能力でございます。尿素ですと二百二十五万トン、湿式法によりまして硫酸製造業ですと五十五万トン、硫酸製造業ですと五十三万トン、それから化成肥料ですと、いろいろあれですが、五百三十万トンという状況になつてございます。

それがどういふ評価か、どういふ過剰な状況になつていくかということでございますが、この円滑化法で構造調整を行います場合には、平成四年度には、尿素で四割弱、化成肥料で一割強、硫酸製造業が、この三つが指定業種でございますけれども、四割強の余力設備能力になってしまふのではないかとこのように予想されております。この円滑化法に基づいて構造調整をやるということでございます。

○前島委員 そうすると、かなりの設備減といふまじょうか能力減をしないといふ、だめだ、こういう形になろうと思つておられるけれども、同時にまた経営状況、特にこの円滑化法に基づいて構造調整を余儀なくされているような業種を中心にして、総合的に結構ですから、その点を説明願ひたいと思つてます。

○農山政府委員 肥料工業の経営状況でございますけれども、肥料の製造主要三十六社の肥料部門の経営損益は相当な赤字という報告を受けております。赤字の企業と黒字の企業とあるわけでございます。これはコストを割り振つておられるわけでございますけれども、そのコスト割り振つて計算で相当額な赤字を計上しておられるという状況でございます。

○前島委員 また後でその構造調整に伴ういろいろな問題については伺いたいと思つてます。

いすれにせよ、かなりの合理化といひまじょうか、構造調整をしないといひけないといひまじょうか、肥料業界の実態だろうと思つております。そのことが肥料の国内供給に問題を生ずないといひまじょうか、ひとつせひ適切な指導をお願いしたいといひまじょうか、要望として申し上げておきたいと思つてます。

次に、肥料の供給の状況について伺いたいと思つてます。まず、総合的に国内的な動向といひまじょうか状況、あるいは国外の状況について簡単に説明をお願いしたいと思つてます。

○吉田政府委員 肥料の国内需要について申し上げますと、近年作付面積の減少でございます。とか施肥の合理化といひまじょうか、若干関係しているといひまじょうか、私どもは見えておりますが、国内需要は停滞といひまじょうか微減する傾向でございます。推移をいたしてございまして、今後ともこういった傾向が続くのではないかとこのように見ています。

一方、国際的な肥料供給でございますが、世界の肥料需要は、先進諸国ではやはり頭打ち状態にあるといひまじょうか、一方、開発途上地域あるいはソ連、東欧諸国等では肥料の需要が増大していくといひまじょうか、このように見ています。全体としては漸増傾向で推移をするといひまじょうか、このように見ています。国際的な供給の面でございますが、石油危機後、開発途上地域で肥料の生産をふやすといひまじょうか、一方では出でております。また、他方ではソ連、東欧、中東産油国、こういったところが安い天然ガスを使った窒素肥料の生産をふやすといひまじょうか、傾向が見られております。また、硫酸肥料につきましてもソ連や北アフリカでの生産の増加といひまじょうか、全体として増加傾向で推移をいたしてございます。今後の国際供給の見通しにつきましては、FAOが見通しを行つておられますけれども、窒素肥料につきましては、主として開発途上地域での生産増が見込まれる。また、カリにつきましては、主として先進地域で生産がふえる。硫酸肥料につき

ましては先進地域、発展途上地域ともに生産が増加するというような見通しになっておりまして、中長期的に見れば、窒素、リン酸、カリ、いずれにつきましても需給が国際的にタイトになるという可能性は小さいのではないかとこのように見ている次第でございます。

○前島委員 特に国内の状況ですけれども、最初にもありましたが、輸入の状況ですね。それからBB肥料の増だとかあるいは外資系企業の状態等々、これはかなり市場構造というのが変化をしてきている。それと同時に、農業政策、これから構造改善に伴ってどう日本の農業を持っていくのかというものとこの肥料市況、市場構造というものとは大きく連動してくるしかかわってくる、こういうふうにもうわけでありまして、そういう面ではやはりこれからの農業の方向というものと裏腹な関係になってくる、そういうふうにもうざるを得ないと思うわけでありまして、そういう面でも、農業政策、農業の方向という観点から、国内の市場構造あるいは市場の動向、どういう方向を指すかといましようか、農業政策と絡んでくると思うのですけれども、その辺の政策的誘導といましようか、その辺のところの考え方を示していただくとかこれからのいろいろな面での参考になる、こういうふうにもうわけでありまして、そういう市場の構造、農業政策との関係でどういう方向へリードすることがいいのか、目指しているのか、その点の見解を伺っておきたい、こういうふうにもう思います。

くというふうにもう考えておりますし、流通段階におきましては特に今まで粒状配合肥料というものがかなりふえてまいっております。こういう流通経費を削減し得るようなタイプの肥料というものが増加するというのが一つ今後の予想としてございまして、私ももうこういって粒状配合肥料をばらで輸送するというような形態がでないかというふうな実験にも取り組んでいるところでございます。

たように、今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

局長も言われましたように、国内自給と輸入との関係をどうするかということが私は大きなポイントになるかと思うわけでありまして。先ほどの内外の動向、それから国内の動向、あるいは農業者側の、利用者側のニーズということを総合的に考えますと、この需給見通しの中における国内で確保していくものと、輸入に頼っていくというものの関係ということが大きな意味を持つてくると思うわけでありまして。そういう面での需給見通しの作成の過程、今後の見通し等々から関連をいたしまして、できれば品目別にこういうものは国内自給と輸入との関係はどう考えているのか、その方向があるならひとつ見解を伺いたい、こういうふうにもう思っています。

また一方では、品質なりあるいは消費者ニーズにこたえたき細かい農業生産というものが必要になってくるというふうにもう考えているわけでございます。まして、作物の多様性に応じた肥料の供給という意味におきまして、例えば最近におきましては微量要素入り、苦土とかマンガンとかあるいは有機質入りの肥料がふえるというふうな傾向がございまして、こういう肥料の供給についても今後努力をしていく必要があるというふうにもう思っております。さらにはバイオテクノロジー等を活用いたしました新しいタイプの肥料、例えば木材の未利用部分を使った肥料でございまして、そういうふうな開発にも努めていくということが課題であらうかと考えている次第でございます。

この供給というものを考えます際には、輸入とすることがどうなるかということが一つの難しい問題としてはあるわけでございます。輸入がどうなるかということについては、価格面の相対的な優位性というものがどうなっていくか、あるいは品質面において先ほども申し上げましたが、我が国の農業のニーズ、多様なニーズへの対応というふうな条件がどの程度輸入品で満たされるかというふうな点もかかわってくるというふうにもう思っております。そういういろいろな状況がございまして、私どもの考え方としては、肥料問題に際しましていろいろな立場の方々に御参加をいただいた肥料懇談会というふうなものをつくりまして、そこで各方面の方々の御意見も承りながらそういったものをつくっていくことにしてはどうかというふうにもう考えている次第でございます。

局長も言われましたように、国内自給と輸入との関係をどうするかということが私は大きなポイントになるかと思うわけでありまして。先ほどの内外の動向、それから国内の動向、あるいは農業者側の、利用者側のニーズということを総合的に考えますと、この需給見通しの中における国内で確保していくものと、輸入に頼っていくというものの関係ということが大きな意味を持つてくると思うわけでありまして。そういう面での需給見通しの作成の過程、今後の見通し等々から関連をいたしまして、できれば品目別にこういうものは国内自給と輸入との関係はどう考えているのか、その方向があるならひとつ見解を伺いたい、こういうふうにもう思っています。

局長も言われましたように、国内自給と輸入との関係をどうするかということが私は大きなポイントになるかと思うわけでありまして。先ほどの内外の動向、それから国内の動向、あるいは農業者側の、利用者側のニーズということを総合的に考えますと、この需給見通しの中における国内で確保していくものと、輸入に頼っていくというものの関係ということが大きな意味を持つてくると思うわけでありまして。そういう面での需給見通しの作成の過程、今後の見通し等々から関連をいたしまして、できれば品目別にこういうものは国内自給と輸入との関係はどう考えているのか、その方向があるならひとつ見解を伺いたい、こういうふうにもう思っています。

○吉國政府委員 輸入量の見通しのつけ方というものにつきましては、そのときどきの国内と海外の製品との相対的な価格関係とか、品質上の比較とかそういういろいろな要素が関連をしております。私ども今も確に見通しを申し述べ得るという状況にございませぬけれども、今後の需給見通しの定め方に当たりましては、そういういろいろな要素につきましまして関係者の意見というものを総合しながらつくっていく必要があるというふうにもう思っております。

できるだけ細かくという御趣旨でございますが、私どももうこういって需給見通しによりまして輸入を規制するとかそういうことは現実問題としてはできないわけでございますけれども、今後の肥料の安定供給という面でもどういう区分に基づいてやっていけばいいのかわからないことも関係者の方々とよく御相談をしながら、お話しになった点も頭に置きつつ検討してまいりたいと思っております。

○前島委員 現時点でなかなか具体的には方向は出し得ないかもしれませんが、やはり農家、使用者、使われ側のニーズというものと農業のこれからの方角、それに伴う肥料の必要度という問題、片方また避けがたい肥料工業界の実態と

○吉國政府委員 ただいま先生お話のございましたように、今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○吉國政府委員 今後の肥料の安定的な供給体制という点からいいますと、政府におきまして肥料の需給見通しというものをくりまして、これを関係者にお示しをして、それぞれの立場で参考にし協力していただくということが必要であらうというふうに思っております。

いうものもあるわけであります。そうすると、やはりどうしても国内の自給というものと輸入というものの、また品質の面からいろいろな私は議論があらうかと思ひます。そういう面で、この需給見通しを立てる過程で、国内で自給するものと輸入するもの、一定の方向というものを示すことが私はどうしても必要ではないか、そのことが双方の信頼に通じ双方がお互いに守り合っていくといひましようか、結果として安定供給を確保していく、混乱がないようにしていくということだと思ひますので、その辺はしっかりした見通しを今後示すようにぜひ努力をしていただきたい、こういうふうに思ひます。

その需給見通しとの関係の中で通産省に伺いたいのですが、輸出における経済協力との関係の問題です。輸出の中で経済協力に伴う輸出のウェイトが大きい。そのことが、またひいては全体の業界の動向にも私は影響してくるだろう、こういうふうな思ひわけであります。そういう面で、経済協力の今後の見通し、そのことがまた業界にどういうふうな影響を及ぼしているのか、その辺のところをひとつ伺っておきたいと思ひます。

○農山政府委員 今のお尋ねは食糧増産援助、いわゆる第二KRによる化学肥料の輸出の問題に関連してだと思ひますけれども、品目によりましてはそのウェイト、例えば硫安でございまして一割近い、尿素も一割近くございまして、そのようなウェイトをこの第二KRのウェイトが輸出の中で占めておりまして、しかもその出荷時期が、外国でございましてから普通の国内の肥料とは違ひますというところで、内需用と異なるために時期をならすという出荷の平準化の効果もありまして、そういうことで化学肥料製造業の稼働率の維持に非常に役に立っているわけでございます。むしろ無償援助でございまして、発展途上国側からも評価をいただいておりますので、今後ともある程度この第二KRによる化学肥料の輸出というものを継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○前島委員 次に、その価格の問題で質問をしたいと思ひわけですが、いわゆる廃止になるという自由市場原理で動く、こういうことになるわけだろうと思ひます。そうはいないながらも、今まで戦後一貫して何らかの法のもとでもってやってきたわけでありまして、そういう面でも廃止後に、実際はどんな形でどういう実態の中で価格が決まっていくのか、その方法の問題と、それから今後その価格がどういうふうな動いていくのか。農民の側から見ればこの廃止というものがより価格を下げていくふうな動くことを当然期待するであらうし、あるいは業界の方は業界の実態との兼ね合いも同時に配慮してほしいという形もまた出てくるだろうと思ひわけでありまして、そういう面でも、廃止後の価格の決定というのはどういう形でなされるのか、一番行政として望ましいと思ひているのか。それと同時に、どういう方向で価格問題が動いていくのか、その辺のところの予測を含めて見解を賜っておきたいと思ひます。

○農山政府委員 この法律が廃止をされました後は、原理的には個別の販売業者と個別の生産業者との間でいかようにも、どういう当事者間でいつでも自由に価格交渉、取引ができる、こういう関係になるわけでございます。したがって、原理的にはそういう環境の中で、競争原理の作用のもとに交渉が行われるわけでございますが、ただいま先生お話しございましたような供給側の事情、コスト要因、これは原材料を輸入に依存しているものも多いわけでございます。その市況も変動いたしますし、あるいは海上運賃とか為替の問題あるいは加工経費の問題、いろいろございまして、一方で需要上からも、先生お触れになりましたように農業経営安定上の要請というものがあつたわけでございます。またさらに、輸入品との競争の関係の中でどういう価格設定をしていくかということも交渉事項になってくるのではないかと、そういうふうに思われるわけでございます。そういう状況の中でそれぞれの立場の主張をぶつけ合ひながら交渉が行われるということで、私どもと

しては、全体として適正な価格形成がされるということを期待しているわけでございます。そこで、この法律廃止後価格がどうなるかという点でございまして、私も私どもとしては、長期的に見た場合にはこういった競争関係を通じて、またいろいろと通産省の方でも御努力をいただいておりますような合理化措置というふうなものを通じまして、一つには化学肥料メーカーの体質の強化が進んでいき、その結果として価格が下がるというのを長期的には期待をしたいというふうな思ひますし、また流通コストの節減という面におきまして、この法律がなくなるといふことによりまして多様な当事者間での価格交渉が起り得るということになるわけでございます。それから、そういう意味では流通コストの一番安い形での取引というものが次第に優位を占めてくるということが期待されるわけでございます。そういうふうな関係を通じて流通経費の節減も触発をされていくということを期待をしたいというふうな思ひわけでございます。

ただ、短期的に見ました場合には、今この法律のもとにおきます価格取り決めにおきましても、先ほども申し上げましたように、輸入品との価格競争ということも加味した価格形成が既に行われているというふうな私どもも見ておりますので、法律を廃止したこと自体の効果として直ちに価格が大きく変わってくるということではないと思ひております。むしろ原材料価格の国際市況なりあるいは為替の動きなりその他のコスト要因、こういうことによつて短期的には動いてまいりますけれども、この法律の廃止に伴う直接の効果として価格が大きく変わってくるということはないのではないかと、そういうふうに思っている次第でございます。

る、こういうものを期待をしていると思ひわけでありまして。そのことを期待をしていかどうか、その辺のところを通産省の方の言葉として伺いたいと思ひます。

○農山政府委員 ただいま農林省の局長の方からお答えがございましたように、肥料の価格はそのときどきのいろいろな経済ファクター、為替でございましてか原料でございましてかその他いろいろな経済要因によつて決まっておりますので、その構造改善だけで具体的にその時点での価格が下がるかということは予測するのは非常に難しいうございまして。ただ、現実の経済ではなかなかそういうことはできませんが、論理的に構造改善要素だけを取り出しましてそのコストを比較するというのが仮にできたといひますと、御指摘のように、当然構造改善によつてコストを下げて日本の肥料の供給基盤を確立するということがこの目的でございまして、当然コストを下げまして、そのコストダウンのメリットがユーザー側にも均てんできるといふ状況を実現したいというところで円滑化法の努力を指導してまいりたいと思ひております。

○農山政府委員 内外価格差と言われますものの内容でございましてけれども、例えば輸出価格と国内価格を比較いたしますと、硫安で申し上げた場合に、硫安を輸出の方をFOBで見ましてそれから国内を取り決めた価格で見るといふことにいたしますと、見かけは一万五千円とかそういう大幅なトン当たりの差が見えます。ただ、委員お詳しいように、この中には運賃それから包装費といったものがございまして、それらを国内品並みに合わせますと、まあ肥料押しなべて一割から二割程度の内外価格差かなというものが現状であらうかと思ひます。ところが、その一割、二割の価格

差の中を見ますと、やはり品質が相当異なっておりまして、先ほどもちらっとお話が出ましたけれども、例えば硫安でございまして、国内用の場合は粒がそろっている、輸出の場合は粉のようなふうになっているのが非常にまざっておるというふうなこともございまして。そういった粒をそろえたいためのコストアップ要因といったものもありますから、それほど内外価格差があるわけじゃないと思っておりますが、若干あるものも見られますので、そういったものについてもコストダウン等で国内価格も十分例えば輸入価格などに対抗ができるようなものにしてまいりたいというふうに考えております。

○前島委員 農水省に伺います。

ことしの価格交渉状況、大体方向が出たというふうに伺っていますが、どんな状況なのか、ちょっと簡単に説明をお願いしたいと思います。

○吉田政府委員 平成元肥年度、ことしの七月から来年の六月までの価格についての交渉が全農とメーカー各社との間で進められております。これは、この法律に基づく価格取り決めルールは廃止されるであろうということを前提にして、今までのような統一交渉ということではなく、個別のメーカーとの交渉が行われたという経過になっております。

結論からいたしますと、いろいろ原材料価格の値上がり等があったわけでございますが、今まで法定されておりました三肥料、硫安、尿素、高度化成でございまして、これにつきましては、加重平均で〇・五％の引き下げ、また特に値上りの著しい塩化カリとか硫酸カリを含めた十四品目の合計では〇・一％の上昇ということで、肥料全体としてはほぼ横ばいという状況で価格決定が行われたというふうに報告を受けている次第でござい

○前島委員 ことしの価格決定における状況、ま

あ廃止という前提でいろいろ議論がなされ、決定されたようでありましても、双方がお互いに努力を合して価格を決めていくということ

が、廃止された後もぜひ継続されて、お互いの信頼の中でお互いの安定につながるような形で今後価格交渉ができるように、行政の方もぜひ御指導を引き続きしてほしいという点をお願いしておきたいと思っております。

それから、先ほども出ましたが、情報交換の場というものを法がなくなるのでつくっていくというふうな言っているわけでありまして、この情報交換の場というのは今後の価格決定、需給決定等々の中でどんな役割を果たしていくのか、同時にまたその構成員はどういう人々を、どういうところを考えているのかお聞かせを願っておきたい、こういうふうに思います。

○吉田政府委員 現在の法制のもとで、政府にお

きましていろいろな資料収集をして交渉当事者に提供するというルールになっていくわけでございますが、こういった法律はなくなるわけでございますが、私も、先ほど来お尋ねのございました需給の安定あるいは適切な価格の形成、両面におきまして関係者間でいろいろと情報の交換、意見の交換ということもやっていただくということが特に大きな変動等がありまして場合には大切になってくるのではないかといたうような気持ちを持っております。そういった意味でいろいろな立場の方々、具体的には生産者団体、肥料メーカー、流通業者、あるいは労働者の代表の方、学識経験者、こういった方々から成る肥料懇談会というふうなものを開催してまいりたいと考えている次第でござい

○前島委員 通産省の方に伺いたのですが、先

ほど最初に伺いましたように、業界の構造調整というものは引き続きやらざるを得ない、やっているとんだというところであります。当然心配されるのがやはり雇用条件、雇用の変化状況ということがあります。同時にまた、そういういろいろな課題を抱えておる企業がその製品の性質上農村地域に非常に多いわけでありまして、そのことが同時に地域経済へ果たしている役割というののも現実にあるわけでございます。そういう面ではこれから

の構造調整と雇用の関係あるいは地域経済への影響に十分配慮していただかなくてはいいかぬわけでありまして、その辺について通産省の方からひとつ見解を示してほしいと思っております。

○農山政府委員 前島委員御指摘のとおり、構造調整の推進に当たっては、一つは雇用問題に十分配慮を行わなくてはならないということ、もう一つは地域経済への影響を最低限にしないこと、これら二つをいかに実現していくか、これは御指摘のとおりだと思っております。それで、産業転換円滑化臨時措置法の規定上も、そういった雇用の安定化、地域経済への影響の緩和という努力義務が明文で規定されておりますので、私も御指摘のような方向で今後とも努力をしてまいりたいと思っております。

○前島委員 構造調整は現実の問題であるし、や

や具体的には申し上げますと、特定不況業種雇用安定法、労働省さんの法律でございまして、これでも、あの法律の指定対象にこの肥料工業をお願いいたしました指定も認めていただいておりますので、そういった面からこの法律に基づきます雇用安定事業、離職者対策、そういったものを進めてまいりたいと思っております。具体的な例といたしまして、産業構造転換円滑化臨時措置法に基づきます設備処理を行った案件が三件ございまして、その中で、それがその設備処理にいたした従業員が百六十三人おられます。おられますが、これが具体的に失業というふうなことになるか、あるいは悪いわけではございませんが、現実には再就職が四十七名、それから定年の退職を別にいたしますと出向が二十名弱、配置転換が残りというふうなことでございまして、失業者を出さない、しかも原則としてなるべくその近隣の場所に出向なり再就職なりそういうことをお願いするという態勢で企業も処理をしておりますし、私もその方向で指導をさせていただいてるところでござい

○前島委員 構造調整は現実の問題であるし、や

らなくてはいかぬということでありまして、雇用不安が起らないように、同時にまた地域経済

への影響を来すことがないように、ぜひその辺の指導をお願いしたいと思います。

肥対協の報告を見ますと、当面過渡的措置として契約した価格を報告したかどうかというふうな考え方が示されているわけですが、その契約した決まった価格は国への報告はするのかもしれない。方針によるとその方向はとらないということでありましても、その他またこの廃止に伴って不安を来さないためにどういう指導をするつもりなのか、その点今まで私が聞いてきたもの以外にその辺のところの廃止後の対策を考えているのでしたらちょっと総括的にその他の点で報告をしてほしいと思っております。

○吉田政府委員 大筋としては先生が既にお触れ

になりました情報の収集、提供なり意見交換なりまたそういうものを踏まえての指導なり、こういう形で対応してまいりたいと思っております。報告を制度化するかということも検討過程で議論にはなつたわけでございまして、制度化をするということよりもそういう形で実質的な情報の収集なり意見交換なり、こういうことをやっていくことの方が実際のではないかということ、そのような整理をさせていただいた次第でござい

○前島委員 最後に、大臣に伺います。

ともあれ日本の農業、外からは市場開放を求められ国内的には内外価格差が指摘される、そういう中で生産性の向上は絶対的な条件だ、コストダウンせよといふか、そういうことで農家の皆さん必死な努力をしているだろうと思われ、農業団体もそのためにいろいろな努力をしているだろう、こういうふうな思いです。化学肥料業界もそういう面では同じだろう、こういうわけでありまして、そういう状況の中でこの農業の基礎資材としての肥料が法のもとから自由な市場でもって決まる、こういうことであります。時代の要請であるのかもしれませんけれども、問題はこれからその不安な状態に落とさない、安定供給を確保していくというところ、こういうふうな思いです。そういう面では法がなくなっても行政の指導というも

のはやはり求められていると思うのです。需給見通し一つにしても、あるいは今議論になりましたそれぞれの結果を報告しお互いの信頼の中で決めていくという点についてもやはり行政の指導があらうわけであることだろう、私はこういうふうに思うわけでありまして。したがって、この法が廃止になったから行政はもう知らないぞ、おまえら勝手にやれということでは大変問題だろう、当然大臣そんなことは考えていらつしやらないとは思いますが、そういう面ではやはりまだまだこの業界の実態、農民の要求、農業の実態から見て行政の指導が引き続き必要だろう、こういうふうな思いうわけでありまして。そういう面で大変のこれから指導の決意を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○堀之内内務大臣 ただいま前島委員の御指摘のとおりでございますが、肥料は重要な農業生産資材でありまして、その円滑な供給を確保することにも合理的な利用により農業経営の安定を図ることが最も必要であります。このため、今後とも関係省庁や関係者の協力を得ながら健全な国内肥料工業の育成と適正な輸入を含めた肥料の安定的な供給体制の整備、また肥料の需給見通しの作成による供給の安定、そして肥料の公定規格等を通じ品質の保全、農業生産コスト削減のための施肥の合理化及び流通の改善、最後にバイオテクの活用等による新しい肥料等の技術開発等の推進に取り組んでまいり所存でございます。

○前島委員 終わります。

○近藤委員長 次に、玉城栄一君。

〔委員長退席、御沢委員長代理着席〕

○玉城委員 肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案についてお伺いいたしますが、六月の三十日までの法律が廃止をされるということでございます。

この機会に、沖縄の肥料の流通の実態について伺いたいわけですが、従来、沖縄県は御存じのように離島県ですから、さらに離島のまた離島ということで非常に肥料が割高であるという声

を農家の方々から聞くわけがあります。その点について、沖縄の肥料の流通の実態について概略御説明いただきたいと思ひます。

○吉國政府委員 沖縄におきます肥料の流通でございますが、現在までの肥料価格の設定の仕方としましては、全農が現行法に基づいて価格取り決めの肥料業界と行いまして、その際には消費地最寄り駅渡し価格というものを、全国統一の価格を設定いたしまして供給をするという扱いになっていくわけでございます。沖縄の場合には、今までの扱いとしましてはこの消費地最寄り駅渡し価格と同じものを沖縄の港渡し価格として取り扱うというところでございまして、そういう意味では、運送距離が長いからといって肥料が割高になることはないとはいえまいというふうに思っています。

○玉城委員 沖縄の場合、基幹作物としてサトウキビ、パイナップル、そういうことで、いわゆる肥料の生産コストに占める割合というものは、サトウキビの場合は九・四％、パイナップルの場合は九・一％というところで、パイナップルにつきましては来年から自由化に備えてコストダウンをしようとして必死に努力をしている最中でありまして、この法律がどのように廃止をされるということになりますと、そういう肥料の価格というものは安定的に下がった方向で農家の方にはちゃんと供給される、いわゆる自由化という厳しい中でそういう耐えられるという方向に行くのか。それとも自由ということでの価格がアップしていくということになつていきますと、これはまた沖縄の農業が成り立たない、こういうことになりますので、その辺をちょっとお伺いしたいのです。

○吉國政府委員 この法律の廃止後の価格がどうなるかという点でございますが、総論としてまず

申し上げますと、長期的にはこの価格関係が競争原理の中で決定されていくことを通じまして、肥料工業のサイドにおきましても、また流通面におきましても、合理化が進んでいくということとを私どもは期待をしているわけでございます。そして、そういった形で価格が低い方に動くということとを期待しているわけでございます。短期的には、この法律がなくなつたことの直接の効果として直ちに価格が大きく変わるということはないというふうな考え方をしております。むしろ価格はそのときどきのコスト要因、海外におきます原料の市況でございまして、また輸入品との競争関係等要素もございまして、また輸入品との競争関係というふうなことを反映して現実の価格形成が行われていくというふうに思っております。全農の購買事業の実施の仕方としても、今のところ、そんなに大きな変化が生じないと思つていくわけでございますが、法律がなくなつた後の原理的な問題としましては、多様な当事者間の取引が可能な状態になるという意味では、原理的にはその面からの変化が起ることはあり得ると思つておりますけれども、なるべくそういう形での混乱がないように、必要な指導はしてまいりたいと考えております。

なお、沖縄におきましては、BB肥料、粒状配合肥料がかなり多く使われているというふうな傾向もございまして、こういった形を通じての肥料費の節減というものが今後の一つの、私ども頭に置いて施策を進めていく分野ではないかというふうに思っている次第でございます。

○玉城委員 今申し上げましたパイナップルのことについてちょっとお伺いしておきたいのですが、私、本委員会でも先日パイナップルの自由化対策でいろいろお伺いしてきたわけですが、その後、沖縄現地の方で私もいろいろ勉強しました。これから自由化に備えて生食用のそういう新品種のパイナップルを奨励して増産体制していくということの中で、N67・10というものが非常にいいということでも農林省も補助を出して大変奨励をいらつしやるわけですが、

が、これから自由化ということになりますと、やはり一つだけなくて、またいろいろなバラエティーに富みながら、またそういう新しい品種も当然開発をしていかなくてはならない、このように思うわけでありまして。それで、見てきたわけですが、いわれるスナックパイナップルですね。これは台湾四号というのを試験をしております。非常においしい。それから酸味等も適度なものである。こういう品種もどんどん今後奨励をしていくべきではないかと私は感じてきたわけですが、台湾四号については農林省としてはどういう認識、評価をしていらつしやるのかお伺いをいたします。

○吉國政府委員 この台湾四号は、先生も御承知であらうと思ひますが、台湾で育成をされました生食用パイナップルの品種でございまして、特徴といたしましては、皮をむかないで手で割いて食べられるという特徴があると承知をしております。沖縄にも既に導入をされているわけでございますが、現在、沖縄県の農業試験場におきまして栽培試験を行っているという段階でございます。これまでの所見としましては、一つは葉に上げがあるということから、栽培上の取り扱いに難点があるのではないかとどう問題とか、あるいは果実がやや小さくて単収が低いといったような問題点もあるということから、沖縄県としては直ちに普及に移せるというふうには今のところ考えていないというふうに承知をいたしております。

今後のパイナップルの品種問題につきましては、先生お触れになりましたとおり、現段階では、私もN67・10は味の面でも単収の面でもすぐれた特性を持っていると考えておりまして、これを緊急に増殖、普及させたいということに取り組んでいくわけでございますが、今後新しく優秀な品種が育成されてまいりました場合には、もちろんそういうような品種の普及についても同様な努力を図っていく考えである次第でございます。

○玉城委員 今の台湾四号というパイナップルです。

これは私も県の方といろいろ話し合いをしましたけれども、現段階で普及するにはいろいろなデータがそろっていない。確かに県の担当の方も評価はしているわけですね。ですが、こういう時代になればバラエティーに富んだ新しいものも必要です。ただ、それを奨励に移すというところまでの認識は農林省の方としても持っていないはずだ、こういうことでございますので、データもまだのようですからデータもそろえまして、自由化という中でバインが生きていくためのいろいろな開発をぜひ進めていただきたいと思うのです、いかがでしょうか。

○吉國政府委員 いずれにいたしましても、よく試験データを確かめながら、いい品種の普及を図っていくという観点からいろいろ努力を行ってまいりたいと思っております。

○玉城委員 これは水産庁の方に申し入れたのですが、十五日の沖縄県のマグロ漁船枯生丸の事件についてお聞きになっていらつしやうと思うのですが、問題は、そういう漁船の安全操業が非常に大事なことですね。米軍が演習をする、そのたびに戦々恐々として、好漁場でありながら不安を覚えて操業するということは、水産庁としては安全という面から関係省庁に強く注意を促しておく必要がある。また、漁船の関係者についてもいろいろの手だてを講じてそういう注意を促してやっていた必要がある、このように思うのですが、長官、いかがでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 水産庁にいたしましたも、当然、漁船の安全操業の確保を図ることは重大な仕事でございます。

先生も御承知のとおり、従来からいろいろな手だてで安全操業のための通報を行ってきておりますけれども、今回の事件を契機といたしまして、今後とも漁船の安全操業が完全に確保されますよう、関係省庁に対しましては強くいろいろな要請を行ってまいりたいと思っております。

○玉城委員 ついでに長官にお伺いいたしますが、例の一九六一年十二月に米軍のタイコンデロ

ガから落ちた水爆水没事故によって、沖縄近海ですから、水産物、魚介類に対してどういう影響があるのかという大変な不安が今もあるわけですが、水産庁としては、現在あの問題についてはどういう対策をとっていらつしやうのか、お伺いいたします。

○田中(宏尚)政府委員 水産物につきましても重大な関心を持って見守ってきただけでございますけれども、最近科学技術庁で奄美近海の海水と魚の分析をするという方向が決まりました、当方といたしましてはその作業に協力し、魚種の選定、漁場の選定を先般終えまして、鹿児島県から、一定の魚のサンプルを採取いたしました最近科学技術庁に送付したと聞いております。

もちろん水産庁にいたしましてはこういうことで従来から協力してきているわけでございますけれども、今後とも科学技術庁が主導して行います各種の調査なり検討、こういうものに積極的に参加してまいりたいと思っております。

○玉城委員 不安がありますので、その不安が除去されるような対策をぜひとっていただきたい、このように要望を申し上げます。

それから、いい機会でありますので委員長に許しただきまして、今沖縄で非常に議論になっておる問題がありますので、自治省の方にお伺いをさせていたきたいのです。

地方自治法の改正に伴いまして、今全国の各地方自治体でそれに伴う条例の制定を始めているわけですが、その第一点は、全国の地方自治体で、独自にそういう休日等を定めている自治体の数というのはどれくらいあるのでしょうか。

○松本説明員 御説明申し上げます。

現在の制度の中で地方自治体が休日と呼びます際に、いわゆる行政機関の休日という意味で定めますものは、むしろそこに勤務いたします職員の日というもので定めている場合がございまして、それから、ただいま先生御指摘の沖縄県も、その休日の中身、これは御承知のように職員の勤務条件としての条例で定めているわけでございます。

が、広島市のように、休停と書いておりますけれども、そういう形で定めているものもございまして、

○玉城委員 ですから、今おっしゃいましたように、従来そういう休日等を定めている自治体は数に、全国的に一体どれくらいあるのか、お伺いいたします。

○松本説明員 ただいま申し上げましたように、市町村の部分につきましては、その休日的に取り扱っておりますものの中で休日として定めているかどうかというのが甚だ不明確なものがございまして、実態として独自の職員の休日のようなものが行われているのは、二百程度かと心得ております。

○玉城委員 お伺いしたいのは、沖縄県の場合は、終戦は八月十五日ですが、その事前に六月二十三日に組織的な戦闘は終了した。二十数万余の、我が国において唯一の地上戦が展開されたわけですから、その六月二十三日というのは慰霊の日ということ、県民挙げて戦争は二度と起こさない、平和ということなどをなして慰霊の日を行っておるわけですが、国で決めた法律、地方自治法の一部改正によって週休二日制ということで、沖縄県はその条例を今準備しているということ、その条例に伴いまして従来六月二十三日の慰霊の日も廃止される、あるいは休日だったものがそうでなくなるということで大変な議論が起きているわけですか。これはどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

○松本説明員 御指摘のように、沖縄県におきましては沖縄県慰霊の日を定める条例というものが制定されております。これによりまして六月二十三日をいわゆる慰霊の日として定めているわけでございます。また別に、ただいまもちょうと申し上げましたが、職員の勤務条件として沖縄県職員労働時間、休日及び休暇等に関する条例が制定されておまして、この条例の中で、職員が特に勤務を命ぜられない限り勤務を要しない日、これがいわゆる行政機関の閉庁日という意味の休日でございます。

ございますが、そういうことで、国民の祝日等と並びましていわゆる慰霊の日を定めているわけでございます。したがって、現在沖縄県におきましては、慰霊の日、沖縄県の職員はいわゆる行政機関の閉庁日ということと原則としていわゆる勤務を要しない日という取り扱いになっているわけでございます。

今回、昨年末の前国会でございますが、国の行政機関の土曜閉庁方式による週休二日制の導入が行われることになりました、国の行政機関の閉庁日としての休日が定められたわけでございます。地方公共団体におきましても同様の措置を制度化するために、地方自治法の改正を行って、国と同様に地方公共団体のいわゆる閉庁日としての休日と地方公共団体が条例で定めるものとしたわけでございます。

このようなことから、沖縄県におきまして定めております慰霊の日、それで行います諸行事につきましましては、いさか影響はないわけでございます。影響があるのは、地方公共団体が閉庁して執務を行わない日としての休日については、改正後の地方自治法に基づく条例で土曜閉庁による週休二日制の導入を行います際には、慰霊の日を閉庁するわけにいかなくなつた、こういうことになつておるわけでございます。

ただ、ただいま申し上げましたように、沖縄の非常に特殊な、いろいろな心情的な問題等もこれありますのでいろいろと意見もあつたわけでございますが、これはいわゆる慰霊の日の意義をどうこうするものでないことはもちろんのことでございます。まして、県におかれましては、諸行事等は従来どおりと行方、あるいは職員の諸行事等への参加については支障のないよう取り計らわれ、むしろ慰霊の日の意義を一層高めるよう努めてまいらうかとよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○玉城委員 ちよつとお伺いしておきたいのですが、きょう六月二十日ですから、六月二十三日は

しあさって、ここにも関係ありますので。

従来、沖縄の場合は六月二十三日を慰霊の日という事で、県庁、各自治体を含めましてみんな、さつき申し上げましたように戦争はあつてはならない、二十数万人の慰霊をする、こういうことでやってきているわけですが、今おっしゃいましたようなことで県庁は開庁にはならないということになりまして、この二十三日そのものが何か影が薄れたようなイメージが非常に強く出ているわけですが、それで、私もいろいろ伺いたいと思いますが、沖縄県が定めていますこの沖縄県慰霊の日を定める条例を、あるいはこれと別個の条例でもよろしいのですが、例えば沖縄県は六月二十三日を慰霊の日として休日とするという条例なりを制定することは法律違反になりますか。

○松本説明員 ただいま先生御指摘のように、休日とするという条例を先ほどの沖縄県職員勤務時間、休日及び休暇等に関する条例とは別に入れたということですが、率直に申し上げますが、内容はよくわかりませんが、率直に申し上げてはできないのでございますけれども、それが行政機関の休日でない、すなわち地方公共団体の開庁を伴わないで、地方公共団体の一般の業務に支障なく職員の勤務が行われる限り、そういうふうに称しても改正後の地方自治法との関係では問題はないのではないかと見方もあるかと思えます。しかしながら、休日と称します以上、それによつてもたらされますでありますよう職員の勤務等に係る事実関係、そういうものを十分検討してから判断しなければならぬ問題ではないかと考えておるところでございます。

○玉城委員 これは極めて精神的な問題ですから、心情というお話もありましたけれども、休日とするということによつて一般の商店街も全部一斉に六月二十三日は休むという強制力があるわけではないので、そういう条例を制定したからといって別に違反でもないわけです。どうですか、その辺は、それだけで結構ですか。

○松本説明員 先ほども申し上げましたとおり、

その内容によりまして職員の勤務条件等という関係が出てくるか、それがいわゆる開庁の実態を伴うものかどうかということによりまして判断してまいらなければならぬ問題だと考えているわけでございます。

○玉城委員 終わります。

○柳沢委員長代理 滝沢幸助君。

○滝沢委員 委員長御苦勞さま。大臣初め政府委員の皆様、御苦勞さまで。

議題となっております案件につきましては、各党各議員言うなれば大同小異、異口同音の問があることと存じますし、また、同様のお答えを繰り返していただくわけでありまして、御苦勞さまでなことであります。私は、そのゆえにごく簡単に申し上げますので、ひとつ意のあるところをお約みいただきましてお答えをちょうだいしたいと思います。

まず、欧米諸国と比較しまして、肥料の内外格差というものは今どのように把握しておられるか。これは簡単に結構であります。

（柳沢委員長代理退席、委員長着席）

○吉國政府委員 先ほど通商産業省の方からお話ございましたが、欧米とは肥料の形や流通、包装形態が異なっておりますのでなかなか比較はしにくい点があるわけですが、輸入品の価格と国内の取り決め価格とを比較してみますと、運賃、包装費等を推定で加算してみますと、総じて一、二割程度輸入品が割安である、品質格差を考慮すれば実質一概には決めつけられない、こういったところがごく簡単に申し上げて内外の比較の姿であると思っております。

○滝沢委員 とところで、今農民は何となく被害者意識が強いのでありますけれども、しかし、言われて数十年になる話であります、日本の農家が使う国内の価格よりも外国に輸出をするときの方が安い。つまり、日本の肥料というのは日本の農民に高く売り、外国の農家に安く売っているという素朴なる不満と批判が言われて久しいわけでありまうけれども、いかがなものでありまう。

う。

○山田政府委員 そういうような素朴な疑問が農民側に存在することは事実だと思えますけれども、現在の輸出用価格としてその場合におとりになります指標が輸出のFOBの価格でございます。その中には、向こうに着くまでの運賃、それから積みましてからの国内の運賃、それからばらで積んでいったものを包装する包装費、そういったものが含まれておりません。それに対して国内の取り決め価格の方は、それらをすべて含んだ価格でございます。したがって、見かけ輸出の価格が安くなりますけれども、実態は、ただいま農林水産省の方からお答えもございましたように一、二割の差であるということであらうかと思えます。そして、その一、二割といふのも、品質格差というものを考えますと、その差が縮まってくる、こういう実態であらうと思えます。

○滝沢委員 おっしゃることが事実ならば、もつと農家民ないしはそのほかのいわゆる国民に対しておっしゃったようなことの説明がなされてしかるべきと思えますので、今後の対策を求めてやみません。

次に、この法律が廃止されていわゆる自由化というようなことになりましたら、肥料の価格は上がりますか、下がりますか。その見通しを的確に持っておりますか。簡単に。

○吉國政府委員 この法律をやめたから直ちに価格が上がるかと下がるかという関係ではないというふうに思っております。長期的には、この法律を廃止後、競争原理ということを通じて生産、流通面での合理化が進むということを期待している次第でございます。

○滝沢委員 最近、尿素あるいはまた化成肥料等の輸入が大変ふえていると言われているわけでありまう。この法律を廃止しました後に、肥料の需給の安定というものはどのようにして図れるものであろうか。また、価格の急激な動きがありまうと投機的な取引も生じてくるであらう。こういうものに対して今後どのような指導の方針

を持っておりますか、お伺いします。

○吉國政府委員 今後の肥料の供給という点からいたしますと、私どもとしては、やはり第一に国内の化学肥料工業の一層の体質強化を図っていただきまして、国内での健全な生産基盤を持つていくということが農業のサイドから見ましても安心のできる形ではないかと思っております。

ただ、海外との価格関係の中で、ある程度輸入による供給ということ、これは当面は避けがたいというふうに思っているわけでございます。お話がございましたように、尿素は外国では天然ガスを原料にいたしました安いものができ、国内の輸入ナフサ等を原料としたものに比べて、現状では為替の問題もございまして、どうしてもある程度の格差が出るというようなことから輸入がされている状況でございますが、基本的には私どもは、そういった健全な国内供給基盤というものと適切な輸入というものをあわせまして安定供給を図ってまいりたいと思っております。

そういった意味で、需給の見通しを関係者の方々と相談しながらつくって、需給の混乱がなるべく生じないような努力をしてまいりたいと考えておりますし、また、関係業界の方々あるいは生産者の方々等も加わっていただきました肥料懇談会というような場を通じて、情報の交換なりあるいは意見の交換をやることを通じて需給の安定、それによりまして投機的な動き等の防止に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○滝沢委員 私は、個人として見ておりまして、必ずしもこの法律の廃止された後の物理的な変化におそれを持っているものではありません。しかし私は、要するに農民の精神的な受け取り方がいかかというところにあらうと思ふのです。肥料対策協議会の報告を見ましても、これを廃止いたしました場合に一時的に不安、混乱が生ずるおそれがある、これを回避するための所要の措置を講じなければならないのであらうというふう

に指摘をしているようでありますが、この面につきましては、私は先ほど申し上げましたむしろ農家に対する精神的信頼の回復というところに問題があるかと思ひますが、そのような面を含めていかにお考えでしょう。

○吉國政府委員 この法律を廃止する提案をするに先立ちまして、肥料対策協議会を昨年開いたわけでございまして、そこにおきまして農産生産者団体の代表の方々の御意見も承ったわけでございまして、また、生産者団体の方ではそれぞれ傘下の組織の討論を経ましてこの肥料対策協議会に臨まれたわけでございまして、全体として今の肥料をめぐる状況あるいは農業事情、こういう点からいたしますと、この法律を廃止して競争条件のもとで適切な価格形成が行われるということが望ましいというところに農業団体としても賛成をされた、こういう経過になっているわけでございまして、

今後転換に伴う混乱を回避するために努力せよというお話はそのとおりでございまして、私どもといたしましては、海外におきまして肥料原料の市況の動向等を含めまして必要な情報収集を行う、これを関係者の方々に提供していく。また、先ほど申し上げましたような肥料懇談会というような場を設けまして、供給側、需要者側のそれぞれの事情を持ち寄りまして適切な肥料の需給の安定なり価格形成というものに資するような形で努力を行ってまいりたいと思つております。

○滝沢委員 ところで大臣、私は先ほど申し上げたのでありますが、この法律の廃止をめぐるだけではなくて、基本的に農政のことを考えますときに、農民のむしろ精神的な政府に対する信頼やいかにということにあらうではなからうかというふうに思ふわけであります。私も、会津の豪雪地帯で農業を祖先以来営んでおりまして、私は今日も田植えと稲刈りは自分で田んぼに入るといふようにしている耕作農民の一人であります。その立場に立つて物を言わせていただくならば、戦中戦後、強制措置までいたしまして、あるいはいま

た、それこそ刑法の適用までして食糧を提供させられたわけですから、そういうことを経験しております立場から物を見ますならば、戦中戦後、全農の農民が国にさきまけてまいりました食糧供給の努力、これは涙ぐましいものと言わなければならぬと思ふわけであります。しかし、一面からいへば、国民全体が苦しいいわば国歩艱難のときに、農家は、頑張り頑張りと言われましていろいろと激励を受けました。しかし、国の経済が高度成長経済ということで安定しまして、国民の多くの方々、農業以外の産業の立場の方々が幸せになりましたときに、農家は見捨てられ、しかも我々の立場からいへば冷遇されるということとは、政府の志はいざ知らず、結果としては否定できないことではないのかな、このように思ふわけであります。

そこで私は、きょうのこの御提案の法律の取り扱ひにつきまして賛意を表するものではありませんが、しかし、なおかつ国の農政の基本に対する態度については大いなる不満と、そして憂慮をいたすものであります。このままであつては日本の農業の将来はない、これはひとり農業、農家という立場だけではない、日本の農業の終わりはすなわち日本の国の終わりだ、民族の終わりだ、こういうふうに私は認識をして疑われないものであります。大臣の所信やいかに。そして、いかなる言葉をもつて農家に安心して働いてくれという意思をお伝えいただくのか、農家に対するいわばメッセージといひますか、所信を御披露願ひたいと思ひます。

○堀之内国務大臣 農業の基本についてのお尋ねでございまして、先般来たたびたび御答弁を申し上げてきたつもりであります。農は国の基本であるという方針に、この考え方には変わりはありません。また、当然のことだと思つております。農家の安定的な食糧供給によつて日本の経済の今日の繁栄があった、こういうように私は深く理解をいたしております。しかし、昨年来一部農産物の自由化によつて農家の信頼を失つておることは

まことに憂慮にたえない次第でございしますが、これからの最大限の努力を払いまして農家の信頼回復に努め、そして今後とも農家の皆さんが農業の将来に希望や展望が持てる方向を十分見出しなごら、またその指針を与えながら、ともに努力をしてい、今後とも国民に安全で良質な、そして衛生的な食糧の提供を図るということを目的として努力をしてまいりたいと思つております。

○滝沢委員 最後に簡単に一言。ことしも引き続き冷害が案じられております。これに対する、農家は安心してちょうだいという言葉ありやいなや。

そして、ことしの米価は据え置きですか。下がりますか、上がりますか。簡単に。

○吉國政府委員 冷害の問題については、私から簡単に。ことしの気象の推移を見ますと、初めは調子よかつたのでございしますが、ここへ来て若干気温が低目だつたりあるいは日照が不足するというような地域が出ております。ただ、今の稲の生育のステージからいいますとこれから先の天候によつて全く心配がない場合もありますし、また今の時点では何ともいえる状況ではございません。状況の推移に応じて所要の対策を講じていくことは当然でございします。

○堀之内国務大臣 米価についてのお尋ねですが、これも先生御承知のとおり米価審議会に諮りましてから決めることになっておりますので、米価審議会に十分諮問をいたしまして適正に決定してまいりたいと思ひます。

○滝沢委員 大臣、どうすべいかではだめです。どうかひとつ大臣の所信をきちんとおいていただきたい。お願いします。

○近藤委員 次は、藤田スミ君。

○藤田委員 今回廃止されることになる肥料価格安定臨時措置法ですが、我が党は一九六四年の成立したときから一貫してこの法律に反対をしてきました。その最大の理由は、国内の取り決め価格

がカルテルで高く決められているからであり、公表されております政府の数字を見ましても、例えば硫酸は国内価格が八七肥料年度で二万四千五百円に對して、輸出価格は八千七百二十円です。尿素は国内価格四万三千円に對して、こちらの方は輸入ですが、輸入価格は一万九千七百三十五円、大変大きな差があるわけでありまして、この法律の制定当時の議事録を読み返してみましたが、輸出は国際競争だ、大抵のものは国内より安いんだ、一体何が悪いんだというような感じの答弁であつたわけですが、最近では専ら、国内は包装費、輸送費が含まれた値段だから高いのだ、こういう御説明であります。それでも、今回の政府の参考資料で内外価格差の表を載せられて、国内のものが高いということを認めていらつしやるわけですから、八四年の延長の際に通産省も、常に輸出価格が国内の価格を下回つていひのことは疑問だ、こういうふうにはつきりおつたわけですが、法律の廃止はこうした背景や側面から出てきていると思ひますが、いかがでしょうか。

○吉國政府委員 この法律のもとで価格が高く維持されたのではないかという御批判が時々あるわけですが、私どももこの法律のもとにおきまして、過去の価格の推移をあらわしたとしまして、二度のオイルショックのときには値上がりは確かにしたわけでございしますが、他の資材費に比べて値上がり幅が抑制されたということがございします。また、その後も肥料工業の合理化等を反映しながら価格が下がつてまいっております。ここ数年を見ましても、法律の対象品目であります三品目については六十一肥料年度以降で二〇%の引き下げになっておりますし、それからそれ以外の品目につきましても一〇%の引き下げというところでございまして、私どもは、この法律は価格の安定、それを通じて農業経営なり肥料工業の合理化への貢献というものはちゃんとやってきたというふうに考えているわけでございします。最近の肥料工業をめぐる事情あるいは農業をめぐる事情、こういったことからこの法律を廃

止するわけでございますけれども、この法律が高値安定に寄与したのではないかとこの批判は必ずしも当たっていないというふうに考えている次第でございます。

○農田委員 高値安定あるいはカルテル、そういうことの批判は当たっていないというふうにおっしゃいますけれども、全農も廃止賛成の理由に、「カルテルによる高値安定との誤解・疑いが持たれている」、私は誤解や疑いなしにほんまにそれのとおりやと思うのですが、そういうふうな高値安定の問題について言わざるを得なかったわけですか。

製造原価もそうですよね。肥料価格安定臨時措置法は、カルテルが認められながら原価や価格の仕組みが隠されてきました。また、買い手が全農ですが、その全農は肥料会社のコープケミカル、筆頭株主で、一二・三％株を持っています。八八肥料年度の高度化成の価格交渉には、このコープケミカルが肥料メーカーを代表して全農と交渉している。いささか妙な話だと私は思います。そして、内外価格差がこれほどありながら、八八肥料年度の高値取価格が三品目につき、消費税込みといえ、二・五％の値上げになっているわけですか。このことはやはり安定法の枠組みが作用してきた、こういうふうに思いますが、どうでしょう。

大臣、廃止法の提案理由の説明にもありますように、農産物の内外価格差縮小のために資材費の引き下げが必要だと言ったわけですから、それから、この八八肥料年度の価格の決定に対して農水省の決意というものは一体どこにあるのかというふうには私には言わざるを得ないわけですが、いかがでしょうか。

○堀之内国務大臣 肥料の価格問題は、これは簡単に一概に言えないわけで、成分問題、形状問題等によって大分違うわけです。最近、日本の肥料というのは、私も使っているのですが、おおむね粒状が多いわけです。輸出品というのになると粉なんです。粉と粒状となると、これは当然工場

コストが大分違っています。粒状というのは非常に作業効率がいいわけなんです。あるいはまた、農産物の特に葉っぱ類にいたしますと粉類等ではちょっと傷みがありますが、粒状は葉にひっかからずちゃんと地面に落ちてくる、こういうことがございまして、一概にそうしたことはいない、安いは言えない、こういうふうに考えております。そこで、いろいろ御指摘のような形で元年度の肥料価格も二・五％高くなっているということでありまして、これは消費税が三％入っているわけでありまして、これは消費税の引き下げ、こういうことにはなっておるわけです。

しかし、いざにいたしても、農業の生産性向上を図るためには、農業生産資材費の節減が重要な課題でございます。農業生産資材の供給及び利用の両面にわたります。その合理化を図ることが最も必要であると考えております。したがって、これからの生産資材の価格は、原材料価格や為替レートの変動の影響を受けませんが、近年の厳しい農業情勢等を背景として大分引き下げられてきておるわけでありまして、今後とも生産資材の適正な価格による円滑な供給とその適切な利用が図れるよう、関係団体、業界への指導のほか、本法律案の廃止による競争条件の一層の整備に努めてまいりたいと考えております。

○農田委員 もう一度端的にお伺いしますが、この法律を廃止する、だからもう農水省は価格問題から手を引く、こういうことではなしに、あくまでも農民の立場に立つて不当な価格にならないようにチェックする、そういう責任は持っているというふうには言っていたわけですが、その点はどうでしょうか。

○吉國政府委員 この法律を廃止する趣旨は、まさに競争原理のもとで自由な価格形成が供給側と需要側との間で行われるということの基本に据えようという考え方に転換するわけでございます。したがって、どういふ価格が適正であるというふうなことを国なり行政なりが決めつけるというふうなことはできないわけでございます。

また、肥料の価格形成に關係をします要素といふのは、輸入原料の価格でございますとか運賃でございますとか加工経費でございますとか輸入品との競争關係でございますとか、いろいろな要素がございまして、そういったものの情報収集などがございまして、そういったものの情報交換の場を設ける、そういった面から、側面的に適正な価格形成が行われるようなそういう側面的な仕事をやっていくというのが行政の役割ではないかと考えている次第でございます。

○農田委員 生産コストをできるだけ引き下げるように、そして内外価格差のない農産物をつくるようにというふうにおっしゃりながら、私が、不当な価格にならないようにやはり農水省としてチェックする責任があるんじゃないかと、それは競争原理のもとで自由に決めていただくんだと言ふのじゃ、競争原理が働いて自由な価格といふのは、必ずしも低値に進んでいくということばかりじゃないわけですか。したがって、私が今聞いているのは、不当な価格にならないようにということとを申し上げているのです。大臣、いかがですか。

○堀之内国務大臣 今回の本法案の廃止に当たりましては、いろいろと条件は先ほどから申し上げておるわけでありまして、最近、輸入の肥料が安いという農民の批判が相当あるわけです。だから、今回こうして農業団体も全農もこうした廃止に合意して御提案申し上げておるわけです。したがって、今後は国内の肥料だけで供給できない、いわゆる輸入肥料といふものを無視して今後の肥料価格形成といふのはあり得ないわけですか。

しかし、先ほどからお話がありますように、輸入肥料については相当安い物もあると言われますが、これは包装あるいは形状、すなわち粉であるか粒状であるか、そういうものによっても相当価格形成が変わってまいります。そういう市場原理を入れて、お互いによりよい、質の高い品物をつくって、生産資材を下げてもらう、これが私には今回の本法案の廃止の大きな目的だ、かように

存じております。

そういう意味で、私は今後とも肥料工場の合理化等も急速にさらに進めていただきまして、よりよい質の高い肥料の提供を心から期待をいたしておるわけでありまして、もちろん関係省庁と当たりまして、団体や工場の指導も行っていきたいと思っております。

○農田委員 議論は尽きませんが、私はとにかく、石油なんかでも国民生活に密着した資材といふのはおのずと国民生活を安定させるために政府が責任があるんですから、そういうことは農水省としても本来責任があるものだということを申し上げておきたいと思っております。

農民運動全国連合会では、輸出品と同じ物でいいから硫酸を安く回してほしいと要求されまして、全農も輸出用硫酸を国内に回す道が開かれていくと再三強調されてきたわけですが、実績は何トンあるでしょうか。簡単に答え願います。実績です。

○吉國政府委員 まだ実際に農家が使っている段階には至っていないと承知をいたしております。

○農田委員 結局実績はゼロということになるわけですか。

委員長に先ほどお願いいたしましたので、この資料、大臣に持っていくていただきます。

そもそも八四年度でそれまでの輸出用の流通禁止というものは消えたわけですから、だから輸出用を国内で使っているというところになっていくわけですが、一体五年間何をやってきたのかというふうには言わざるを得ません。政府資料でも、輸出用の硫酸を使えば国内のものよりも二〇％安く使える可能性はあるわけでありまして。

私は、実は地元の肥料工場に行ってみました。そして、輸出用の硫酸といふものをいただてきました。そこにありますのは、薄茶色の色のついた物と白い小粒の物が輸出用、ふるいにかけて落ちた、小粒にしたのが輸出用です。それから白い大粒の方は国内用の物であります。ところが、昨日農家の方が実際に使っている硫酸を持っ

てきてくださいました。それを見ましたら、驚いたことに、工場からサンプルにこれ輸出用というところでふり下ろした小さい物が国内の物とほとんど変わらない姿で出回っているわけです。それは一々印がついていまして、絶対にそれは輸出用のものを国内用として高い値で売っているなんていう、そんな単純なことを言うつもりはありませんけれども、しかし二十キログラム七十二円で、農民の方が持ってきた硫酸は農民の方がその値段で買っているわけです。そして、実際に輸出用の硫酸はこれまで農民は全然使わないという形で今日まで来ました。

そこでお尋ねをしたいと思います、品質格差などという中身にもう一度メスを入れて、輸出用に見合う思い切った価格引き下げをやることに輸出用も農家の手元まで確実に届くように、もう輸出用でも国内に回していいよ、こういうことになっているわけですから、したがって農家の手元に届くように、使い方だとか注文書を含めてやりとりも活用できるように要求をしたいと思いがすが、いかがでしょうか。

○吉岡政府委員 現段階でも末端まで輸出用硫酸の供給価格というのは通知がされておりました、また、申込書も農協組織の末端までおとりしております。そういうことで、希望があればいつでも供給ができるという体制が整っているわけでございます。

先ほど大臣からお話ございましたように、国内で通常使われている硫酸と形が違うものでございまして、農家がまだそういったものを使いこなすという状況には至っていないわけでございますが、先ほど先生からサンプルがご示しありましたけれども、私どもの承知している限りでは、輸出向け硫酸というのは粉がまじった状態でございまして、これをふるって粒をそろえればそろえることはできるでございまいしょうけれども、輸出されているものは粉がまじった状態で、しかも、ばらで輸出されるFOBの価格が先ほど先生おっしゃいました価格でございまして、そういう

の意味で私ども、こういったものを使うことを希望する農家には供給ができるように、今後とも指導は行ってまいりたいというふうに考えております。

○藤田委員 もう時間がなくなりましたので、最後に一つだけ伺いたいと思います。

肥料工業の問題で伺いたいわけですが、現在、大手の総合化学メーカーは、肥料部門は採算が合わない、こういうふうに言っています、厄介者を抱えたような言い方をしておりますが、はっきり言ってこれは問題なわけです。肥料価格安定法は「農業及び肥料工業の健全な発展」をうたい、肥料工業の発展が安定供給の保障だとしてカルテルまで認め、そして企業としての発展を保障されてきたにもかかわらず、肥料メーカーや商社は結局海外進出で産業の空洞化を進めてきました。このことは、肥料工業の健全な発展に資することを目的にうたっていることからしても大変無責任だと言わなければなりません。

しかも、例えば三井東圧は、尿素の製造技術の世界二十三大国に七十二件も輸出してきたわけです。政府は、経済協力ということで七〇年代以降四千億円も海外肥料工場の建設に援助をしていて、相手国十一カ国のうち六カ国は三井東圧が技術輸出をしているわけです。援助国の中には、最近我が国に尿素の輸入を急増しているインドネシアとかマレーシアもあり、あつれきを生んできています。私は、国内の安価な安定した供給体制をきちんと確保する企業の責任があると思いがすが、いかがでしょうか。

さらに、地域経済への影響を無視した設備廃棄や合理化、労働者を犠牲にするやり方はやめさせなければなりません。大阪の三井東圧の労働組合と懇談したときにも言われましたが、肥料部門はこの三月にも四人減らして五十人で運転している、緊急事態を考えた安全問題の点からもぎりぎりだ、あらゆるオフガスを使い、最小限の人で運転してもうかかっていない、食っていけないというのはどういふことかというふうに言われている

わけですが、私も同感です。私は、肥料工業の雇用の安定、労働条件の確保に万全を期することが必要だと思いがすが、この点の通産省の御見解をお伺いしておきたいと思いがします。

○山田政府委員 後ろの方の地域経済、それから雇用に影響を与えてはならないという方から先にお答えいたしますけれども、前回の質問にもこの時間にお答えいたしましたように、地域経済に影響を及ぼさないようにする、あるいは雇用に影響を及ぼさないようにするというのは私どもの基本方針でございます。法律にもそうなっております。それから現実にも失業者が出るといふような事態にはなっていないはずでございます。

それから第一点の、海外投資をしてけしからぬというふうな趣旨の御指摘でございますが、尿素の輸入は三七%でございます。ですから、その三七%の輸入を抱えたそうしたコストが低い肥料を供給するという格好に変わっていくのが、これからの肥料の供給構造の一つの姿でございます。ですから、その三七%の輸入というものが全く外国資本によつて支配されて、国際需給によつては高い値段で供給されるということよりも、やはり日本のメーカーならメーカーの資本も入ってそして輸入価格も安定的に供給ができる、そういう体制をつくるということもこの肥料の供給基盤の強化の一つの役割だと思いがします。で、無論御指摘のように、国内の方、六三%の方はこれはまた十分安定的な供給をするように、低廉な価格で供給できるように構造改善を進めてまいらなければいけませんけれども、海外についても安定的な供給ができるように、海外投資をしても別にけしからぬというふうなことはならないというふうに私どもは考えております。

○藤田委員 時間が来ましたので終わります。

○近藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○近藤委員長 これより討論に入るのであります

が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに入ります。

内閣提出、参議院送付、肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○近藤委員長 この際、本案に対し、柳沢伯夫君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。石橋大吉君。

○石橋(大)委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、肥料価格安定臨時措置法を廃止することに当たっては、無用の混乱を回避するとともに、最近の農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ左記事項の実現に努めること。

記

一 肥料の価格及び需給の安定に資するため、今後とも需給動向の把握及び需給見通しの作成を適切に行うとともに、関係者による情報交換の場を設ける等肥料対策に万全を期すること。

また、輸出入貿易管理令の適切な運用等により国内供給の安定を図ること。

二 化学肥料工業の健全な生産基盤を確保するため、その構造調整、体質強化を推進し、生

産コストの低減が図られるよう指導すること
もに、これに伴う雇用環境の悪化、失業等が
生じることのないよう十分対処すること。

三 流通コストの削減を図るため、交錯輸送の
一層の排除、バラ輸送等による大量輸送の推
進等に努めること。

四 農業経営の安定と生産性の向上を図るた
め、施肥の合理化等についての研究・普及体
制を強化するとともに、多様なニーズに対応
した新肥料の開発等に努めること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑
の過程等を通じて委員各位の御承知のところで思
いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員の御賛同を賜りますよう、お願い申
上げます。

○近藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

柳沢伯夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立多数。よって、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農
林水産大臣から発言を求められておりますので、
これを許します。堀之内農林水産大臣。

○堀之内農林水産大臣 ただいまの附帯決議につ
きましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十
分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと
存じます。

○近藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告
書の作成につきましては、委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○近藤委員長 内閣提出、森林の保健機能の増進
に関する特別措置法案を議題とし、審査に入りま
す。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。堀之内農
林水産大臣。

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○堀之内農林水産大臣 森林の保健機能の増進に
関する特別措置法案につきまして、その提案の理由
及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年、国民生活の高度化に伴い、森林内にお
けるレクリエーション活動、森林浴等森林の持つ
よさを維持した保健休養の場としての森林を利
用することに国民の期待が高まっております。

また、林業・山村側からも、保健休養の場とし
ての森林を整備し、都市と山村の交流、都市住民
の林業への理解と協力等を通じて林業・山村の活
性化を図ることに強い要望があります。

このような要請にこたえることは、現下の林政
の重要課題であり、本法案は、このために、保健
機能の増進を図るべき森林について、森林の保全
に留意した新たな森林の活用方式として、遊歩
道、野営場、休憩施設等の施設の整備を森林の施
業と一体的に推進する制度を創設しよ
うとするものであり、これにより、森林資源の総
合的な利用を促進し、林業地域の振興と国民の福
祉の向上に寄与するものであります。

次に、この法案の主な内容につきまして御説明

申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、森林の保健機能の増
進に関する基本方針を定め、これに基づき、全国
森林計画を変更するとともに、都道府県知事は、
この変更された全国森林計画に即して地域森林計
画を変更することができるとしてあります。

第二に、森林所有者は、地域森林計画が変更さ
れた場合には、森林施設計画を変更し、森林の施
業と施設の整備を計画的かつ一体的に推進するこ
とを内容とする森林保健機能増進計画を当該森林
施業計画の全部または一部として定め、都道府県
知事の認定を求めることができることとしてあり
ます。

第三に、森林の保全に留意した技術的基準等に
適合するものとして、都道府県知事が行う認定に
係る森林保健機能増進計画に従って施設を整備す
る場合には、林地における開発行為等の許可を要
しないこととするほか、森林組合の事業の員外利
用の特別措置を講ずることとしてあります。

以上が、この法案の提案の理由及び主要な内容
であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い
ただきますようお願い申し上げます。

○近藤委員長 次に、補足説明を聴取いたしま
す。松田林野庁長官。

○松田(農)政府委員 森林の保健機能の増進に
関する特別措置法案につきまして、提案理由を補
足して御説明申し上げます。

本法案を提出いたしました理由につきましては
は、既に提案理由説明において申し述べましたの
で、以下その内容につき、若干補足をさせていただきます。

第一に、基本方針の策定であります。
農林水産大臣は、森林の施業と施設の整備を一
体的に推進することにより保健機能の増進を図る
べき森林の設定等に関する基本的な事項につ
いて、基本方針を定めることとしてあります。
第二に、全国森林計画の変更等であります。
農林水産大臣は、基本方針に基づき全国森林計

画を変更し、または立てる場合には、森林の保健
機能の増進に関する事項を追加することとしてお
ります。

都道府県知事は、地域森林計画を変更し、また
は立てる場合には、保健機能の増進を図るべき森
林の区域、施業の方法及び施設の整備に関する事
項を追加して定めることができることとしてあり
ます。

第三に、森林保健機能増進計画であります。
森林所有者は、保健機能の増進を図るべき森林
の区域が定められた場合において、その区域内に
相当規模の森林を有するときは、森林施設計画を
変更し、または作成し、森林の施業と施設の整備
を計画的かつ一体的に推進することを内容とする
森林保健機能増進計画を当該森林施設計画の全部
または一部として定め、都道府県知事の認定を求
めることができることとしてあります。

この場合において、都道府県知事は、当該森林
施設計画が、地域森林計画の内容に適合すること
のほか森林の保全に留意した森林の施業及び施設
の整備に関する技術的基準に適合すること等の要
件を満たす場合に、認定をすることとしてありま
す。

第四に、林地開発許可等の特例であります。
森林所有者が、都道府県知事の認定に係る森林
保健機能増進計画に従って施設を整備する場合に
は、林地における開発行為の許可及び保安林にお
ける伐採、土地の形質の変更等の行為の許可を要
しないこととしてあります。

第五に、森林組合の事業の員外利用の特例であ
ります。
森林組合は、都道府県知事の認定に係る組合員
が森林所有者である森林及び組合員以外の者が森
林所有者である森林について、一体としてこれら
の森林の保健機能の増進を図るため、員外利用の
限度を超えて森林の保健機能の増進に関する事業
を行うことができることとしてあります。

第六に、国有林野の活用であります。
国は、追加して定められた全国森林計画に即し

て森林の保健機能の増進を図るため、国有林野の活用について適切な配慮をすることとしております。

以上をもちまして、この法案の提案理由の補足説明を終わります。

○近藤委員長 以上で法案の趣旨の説明は終わりました。

○近藤委員長 これより請願審査に入ります。

今国会において、本委員会に付託になりました請願は全部で二百二件であります。

本日の請願日程第一から第二〇二までを一括して議題といたします。

まず、審査の方法についてお諮りいたします。各請願の内容につきましては、請願文書表等によりまして既に御承知のことと存じます。また、理事会におきましても慎重に御検討願いましたので、この際、各請願についての紹介議員からの説明は省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、それと決しました。

これより採決いたします。

本日の請願日程中

農林水産業の育成・強化等に関する請願一件

米の輸入・自由化反対等に関する請願一件

農林業の育成・強化及び地域林業の振興等に関する請願一件

農林業の育成・強化等に関する請願四件

森林の復元に関する請願百六十三件

米の輸入自由化阻止、食糧管理制度の基本堅持に関する請願一件

日本中央競馬会外馬券発売所新設に関する請願一件

以上の各請願は、いずれも採決の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、それと決しました。

ただいま議決いたしました各請願の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、それと決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○近藤委員長 また、本委員会に参考送付された陳情書は、農林水産業各種普及事業等交付金制度の堅持に関する陳情書の外十六件でありますので、この際、御報告申し上げます。

○近藤委員長 次に、閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

内閣提出、森林の保健機能の増進に関する特別措置法案につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立多数。よって、本案は閉会中審査の申し出をすることに決しました。

次に

第百八回国会、石橋大吉君外十五名提出、本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案

第百十三回国会、田中恒利君外四名提出、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

農林水産業の振興に関する件

農林水産物に関する件

農林水産業団体に係る件

農林水産金融に関する件

農林漁業災害補償制度に関する件

以上の各案件につきましては、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、それと決しました。

次に、閉会中審査におきまして、委員会に参考人の出席を求め、意見を聴取する必要があると思われる場合には、参考人の出席を求めることとし、その人選及び出席日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、それと決しました。

次に、閉会中の委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中審査案件が付託になり、その調査のため委員を派遣する必要がある場合には、議長に対し、承認申請を行うこととし、派遣の目的、派遣委員、派遣期間、派遣地、その他所要の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、それと決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十一分散会

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案

肥料価格安定臨時措置法（昭和三十九年法律第百三十八号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成元年六月三十日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林水産省設置法の一部改正）
第三条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第五十四号中「第五十九号に掲げるものの以外のもの」を削り、同条第五十九号を次のように改める。

五十九 削除

（通商産業省設置法の一部改正）
第四十四条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第六十二号を削り、第六十三号を第六十二号とし、第六十三号の二を第六十三号とする。

理由

最近における農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料価格安定臨時措置法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（目的）
第一条 この法律は、公衆の保健の用に供するところが相当と認められる森林につき保健機能の増進を図るための特別の措置を講ずることにより、森林資源の総合的な利用を促進し、もって林業地域の振興と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「森林」及び「森林所有者」とは、それぞれ、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項及び第二項に規定する森林及び森林所有者をいう。

2 この法律において「森林の保健機能の増進」とは、次に掲げる事項の一体的な推進により、森林の有する保健機能が向上することをいう。

一 森林の有する保健機能を高度に発揮させる

ための森林の施策

二 森林の有する保健機能を高度に発揮させるための公衆の利用に供する施設で政令で定めるもの（その設置によって森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限り、以下「森林保健施設」という。）の整備

第三条 農林水産大臣は、中央森林審議会の意見を聴いて、公衆の保健の用に供することが相当と認められる森林につき、森林の保健機能の増進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 森林の保健機能の増進を図るべき森林（以下「保健機能森林」という。）の設定に関する基本的な事項

二 保健機能森林の整備に関する基本的な事項

三 その他必要な事項

3 基本方針は、自然環境の保全に適切な考慮が払われたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

（全国森林計画の変更等）

第四条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、森林法第四條第一項の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、森林の保健機能の増進に関する事項を追加して定めなければならない。同項の規定により全国森林計画をたてる場合においても、同様とする。

（地域森林計画の変更等）

第五条 都道府県知事は、森林法第五條第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、前条の規定により追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合には、当該地域森林計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により地域森林計画をたてる場合においても、同様とする。

一 保健機能森林の区域

二 前号の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施策の方法に関する事項

三 第一号の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

四 その他必要な事項

（森林施策計画の変更等）

第六条 森林法第十一條第五項の認定を受けた森林所有者（同法第十八條の規定に基づき、数人共同して、同項の認定を受けた森林所有者を含む。）は、当該認定に係る森林施策計画の対象とする前条第一号の区域内に存する森林で農林水産省令で定める基準に適合するもの（以下「対象森林」という。）がある場合には、当該森林施策計画を変更し、対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るための計画（以下「森林保健機能増進計画」という。）を当該森林施策計画の全部又は一部として定め、同法第十二條第二項の認定を求めることができる。同法第十一條第一項の規定により森林施策計画を作成し、同項の認定を求める場合においても、同様とする。

2 森林保健機能増進計画には、対象森林に係る森林法第十一條第三項各号に掲げる事項並びに対象森林の区域内において整備しようとする森林保健施設の位置、種類、規模、配置及び構造並びにその実施時期並びに当該施設の維持運営に関する事項を記載しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があった場合において、当該請求に係る森林施策計画の内容が森林法第十一條第五項各号

に掲げるもののほか、次に掲げる要件のすべてを満たすときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るために有効かつ適切なものであること。

二 対象森林の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

三 森林の施策の方法並びに整備しようとする森林保健施設の位置、規模、配置及び構造が農林水産省令で定める技術的基準に適合すること。

四 対象森林の全部又は一部が森林法第二十五條第一項又は第二項の規定により指定された保安林（以下「保安林」という。）である場合には、当該保安林の区域内において行われる森林保健施設の整備が当該保安林の指定の目的（同法第一項第十号に掲げるものを除く。）の達成に支障を及ぼさないと認められること。

第一項の規定により森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施策計画について森林法第十一條第五項（同法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の認定（以下「特定認定」という。）を受けた者（以下「特定認定森林所有者」という。）については、同法第十三條及び第十四條の規定の適用については、同法第十三條中「同項各号に掲げる要件」とあるのは、同項各号に掲げる要件及び森林の保健機能の増進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六條第三項各号に掲げる要件」と、同法第十四條中「森林の施策」とあるのは、森林の施策特別措置法第六條第二項に規定する事項の実施を含む。」とする。

（開発行為の許可の特例）

第七条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十條の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

は、適用しない。

（保安林における制限の特例）

第八条 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う立木の伐採については、森林法第三十四條第一項本文及び第三十四條の二本文の規定は、適用しない。

2 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第三十四條第二項本文に規定する行為については、同項本文の規定は、適用しない。

（森林組合の事業の利用の特例）

第九条 森林組合は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九條第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定数で定めるところにより、特定認定森林所有者である組合員がその森林所有者である対象森林と一体として森林の保健機能の増進を図ることが必要であると認められる対象森林（当該森林組合の地区内にあり、同法第二項第八号に掲げる事業を利用させることができる。）

（国有林野の活用）

第十条 国は、第四條の規定により追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図るため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

最近における森林の保健機能に係る国民の需要の増大等森林をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林法による計画制度を活用して森林の保健機能

を増進するための森林の施業と施設の整備を一体的に推進する制度を整備するとともに、これに基づき施設の整備に関し森林法等につき所要の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年六月二十九日印刷

平成元年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D